

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割額	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

保険料の算定方法

保険料は、前年中の所得金額と世帯(※1)の状況をもとに算定します。

※1：平成30年4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)が基準となります。

■個人ごとの保険料の計算方法

保険料 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額	所得割額
		56,085円	$\frac{\text{総所得金額等} \times \text{所得割率} - 33\text{万円(基礎控除額)}}{10.83\%}$

※2：総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

保険料の軽減

■均等割額の軽減(世帯※1の所得額などに応じて均等割額が軽減されます)

軽減割合 (軽減内容)	軽減後の 均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額(※3)の合計額
9割軽減	5,608円	[33万円(基礎控除額)]以下かつ[被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない]
8.5割軽減	8,412円	[33万円(基礎控除額)]以下
5割軽減	28,042円	[33万円(基礎控除額) + 27万5千円×被保険者数]以下(※4)
2割軽減	44,868円	[33万円(基礎控除額) + 50万円×被保険者数]以下(※4)

※3：軽減対象所得金額とは、基本的には総所得金額と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算を行います。

※4：平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

■後期高齢者医療制度に加入する前日まで 社会保険※5の被扶養者であった人

均等割額が5割軽減(※6)されます。 (所得割額はかかりません)	軽減後の保険料 年額 28,042円
-------------------------------------	-----------------------

※5：社会保険とは、協会けんぽ、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※6：均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知書」でお知らせします。

平成30・31年度の
後期高齢者医療制度保険料が決定しました
後期高齢者医療制度保険料は、2年ごとに改定されます

問い合わせ

国保年金課 公費医療係 (☎内線305・315)
または 福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター ☎(651)3111